

株 主 各 位

兵庫県姫路市豊沢町79番地  
**WDBホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 中野 敏 光

## 第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、当社第36期定時株主総会の開催について慎重に検討いたしました結果、昨年度と同様に、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による議決権行使の上、株主総会当日のご来場をお控えいただく、または、十分な感染対策の上、ご来場いただきますよう、お願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

なお、株主総会終了後の株主懇談食事会の開催については、本年も取り止めとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時10分)
2. 場 所 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル5階講堂
3. 目的事項

- [報告事項]**
1. 第36期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第36期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)計算書類報告の件

**[決議事項]**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.wdbhd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主総会当日の対応について>

- ・株主総会に出席する当社役員および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・受付および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・受付にて検温を行わせていただきます。その結果、発熱されている方および、その他体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただきます。
- ・総会中も、総会会場は閉め切らず、換気が行えるよう留意いたします。

なお、東京での株主事業説明会につきましては、昨年に引き続き、本年も中止とさせていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けました。政府から、緊急事態宣言をはじめとした、感染防止のための要請が多く出され、従来のような事業活動を行うことは難しくなりました。その結果、経済も大きく減速し、事業を取り巻く環境は悪化いたしました。

国内の雇用情勢に目を向けますと、厚生労働省が発表した有効求人倍率（季節調整値）は、2020年4月～2021年3月の平均が1.10倍となり、前年度に比べ0.45ポイント悪化いたしました。また、総務省が発表した完全失業率（季節調整値）は、2020年4月～2021年3月の平均が2.9%となり、前年度と比べ0.5ポイント悪化いたしました。これらのデータに表れているとおり、求人数は大きく減少し、失業者が増加する1年となりました。その影響を受け、当社グループの主要顧客である医薬、化学、食品などの製造業における研究所、品質管理部門および大学、公的機関の研究所における、人材派遣サービスに対する需要は大きく減少いたしました。

当社グループは、人材サービス事業において、既存の派遣契約と派遣社員の雇用を維持するため、派遣社員の在宅勤務および自宅待機の対応を行いつつ、顧客フォローに注力いたしました。結果、契約の維持率は例年と変わらない水準に保つことができましたが、新規の派遣依頼および受注の件数は減少いたしました。

CRO事業については、国内ではWDBココ株式会社の業績が堅調に推移し、全体の業績を牽引いたしました。また、海外においては、フィンランド、アメリカの業績が堅調に推移いたしました。

以上のような活動の結果、当連結会計年度の売上高は44,126百万円（前期比2.4%増）となりました。事業別の構成比は、人材サービス事業が88.4%、CRO事業が11.0%、その他事業が0.6%であります。営業利益は5,109百万円（前期比3.1%増）、経常利益は5,243百万円（前期比5.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,405百万円（前期比9.4%増）となりました。なお、当社が重視している経営指標である売上高経常利益率は11.9%（前期比0.4ポイント増）、ROEは16.6%（前期比0.9ポイント減）となりました。

## 部門別概況

部門別の内訳につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

	第35期		第36期 (当期)		前期比 増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	
人材サービス事業	38,614,614	89.6%	39,024,764	88.4%	1.1%
C R O 事業	4,144,856	9.6%	4,839,476	11.0%	16.8%
そ の 他	348,866	0.8%	261,947	0.6%	△24.9%
合 計	43,108,338	100.0%	44,126,189	100.0%	2.4%

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業を含んでおります。  
上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

### (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は140,662千円であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「人材サービス事業」、「CRO事業」、「プラットフォーム・その他事業」の3つの事業領域で構成されており、「研究」に関わる事業領域においてより高い付加価値を創出していくことを経営目標としております。「埋もれた価値を発掘し、新たな価値を創造していく会社でありたい」という経営理念の下、当社および子会社19社で事業グループを構成しておりますが、現在の事業としましては、従来の理学系研究職派遣を軸とした人材サービス事業が中心となっております。

まず、人材サービス事業の事業環境と対応方針についてご説明します。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、有効求人倍率は低下しておりますが、労働人口が減少する流れは変わらないため、新型コロナウイルス感染症の状況改善に伴い、国内の採用環境は、再び逼迫していくことが予想されます。派遣業界は、採用力のある派遣会社だけが成長できる事業環境であります。

そのような事業環境の中、当社は全国に派遣社員を対象とした研修施設を持ち、実務経験が豊富ではない求職者であっても就業ができる仕組みをつくり上げてまいりました。また、雇用した派遣社員が長期間安心して働くことができるよう、就業中の手厚いフォローと研修を行う体制も、長年かけて整えております。人材サービス事業においては、これらの仕組みをさらに強化し、市場の占有率をより拡大することで、着実かつ安定的に売上、利益を上げてまいります。

CRO事業については、製薬企業を取り巻く環境が厳しくなり続けていることから、CROへの委託ニーズがより高まっており、市場規模は拡大していく見通しです。また、既存のCROは、経験者を高給で採用し、受託した業務を処理する事業モデルであるため、高コスト体質から抜けきれず、それが製薬企業への受託料金の高止まりにも反映されております。当社は派遣業界で培ったノウハウを活かし、未経験者を採用して育成し、経験者と組み合わせることで、受託料金を下げながらも高品質のサービスを提供しております。また、このノウハウは海外でも通用するという考えのもと、海外にも進出し、事業展開を行っております。

プラットフォーム・その他事業については、人材サービス事業、CRO事業でこれまで培ってきたノウハウと、インターネットおよびスマートフォンの普及によって可能になったサービスを組み合わせ、人材サービスおよびCROサービスを進化させます。

新型コロナウイルス感染症によって、あらゆるビジネスがオンライン化されるなど、事業環境は大きく変化しました。新型コロナウイルス感染症の収束後も、一度変化した事業環境は元には戻らないという考えのもと、新しい社会に適応したサービスの提供を行ってまいります。

中長期的な成長を実現するためには、人材サービス事業に加え、第2、第3の柱となる事業が必要となります。それを目指し、すでに工学系人材サービス事業およびCRO事業に取り組むだけでなく、各事業のプラットフォーム化を進めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染対策が大きな課題となっております。当社グループでは、従業員の感染を防ぐため、2020年3月に新型コロナウイルス対策本部を設置し、政府、関連機関および顧客、派遣スタッフの状況に関する情報を収集した上、以下の対応を行ってまいりました。

- ・従業員に対し、入社前の検温および執務中のマスク着用を義務化
- ・営業活動および会議、研修などはすべてテレビ電話にて実施
- ・社内の各種イベントの中止または延期
- ・在宅勤務の実施（緊急事態宣言発令期間中のみ）
- ・公共交通機関での通勤を原則禁止（自動車、自転車、徒歩での出勤）
- ・各拠点へのアルコール消毒液の設置および従業員へのマスク、ゴーグルの配布
- ・従業員に対し、不要不急の外出を行わないように指示

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第33期 2018年3月期	第34期 2019年3月期	第35期 2020年3月期	第36期(当期) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	37,999,771	41,569,779	43,108,338	44,126,189
経 常 利 益 (千円)	4,229,367	4,989,090	4,961,186	5,243,922
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	3,373,735	2,922,634	3,114,138	3,405,323
1株当たり当期純利益 (円)	168.73	147.31	156.97	171.79
総 資 産 (千円)	20,651,946	23,462,893	26,545,151	30,619,873
純 資 産 (千円)	13,798,567	16,273,791	19,687,208	22,302,570
1株当たり純資産額 (円)	695.51	820.28	974.38	1,105.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは下記のとおりであります。
- |      |          |        |            |
|------|----------|--------|------------|
| 第33期 | 2017年11月 | 自己株式取得 | △329,773千円 |
| 第33期 | 2018年2月  | 自己株式取得 | △412,500千円 |
| 第36期 | 2021年2月  | 自己株式取得 | △274,800千円 |
3. 第36期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
W D B 株式会社	450,000千円	100%	理学系研究職の派遣および人材紹介
W D B 工学株式会社	200,000千円	100%	工学系技術職の常用雇用派遣
W D B ココ株式会社	269,693千円	69%	医薬品有害事象等の情報収集および当局への報告業務
W D B 臨床研究株式会社	50,000千円	100%	医薬品・臨床研究等に関わるデータマネジメント・統計解析業務
株式会社カケンジェネックス	150,500千円	100%	ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業
Oy Medfiles Ltd.	112千ユーロ	100%	医薬品等の申請・承認関連の支援業務 医薬分野におけるラボラトリーサービス事業
株式会社コーブリッジ	50,000千円	100%	薬事申請サービス MF登録申請・国内管理人業務
DZS Clinical Services, Inc.	752千ドル	100% (100%)	医薬品等の申請・承認関連の支援業務

(注) 「当社議決権比率」の欄(内書)は間接所有であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、理学系分野における人材派遣・人材紹介サービスを主な事業とし、その他に薬事申請・安全性管理業務の受託、ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業等を営んでおります。



(12) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市豊沢町79番地
東 京 本 社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F
子 会 社	W D B 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B 工 学 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B コ コ 株 式 会 社 東京都中央区 W D B 臨 床 研 究 株 式 会 社 東京都中央区 株 式 会 社 コ ー ブ リ ッ ジ 東京都千代田区 O y M e d f i l e s L t d . Kuopio, FINLAND D Z S C l i n i c a l S e r v i c e s , I n c . NJ, USA 株 式 会 社 カ ケ ン ジ エ ネ ッ ク ス 千葉県松戸市

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,830人(635人)	314人増(87人減)	36.93歳	3.43年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(時間給のフレックス社員およびパートタイマーを含みます。)は、当期の平均人員を( )外記で記載しております。  
2. 従業員数には、常用雇用派遣労働者数を含めて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,060,000株 (自己株式320,841株含む)
- (3) 株主数 3,416名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中野商店株式会社	9,659,600 <sup>株</sup>	48.94 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	803,500	4.07
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	773,665	3.92
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	725,100	3.67
中野 敏光	600,000	3.04
大塚 美樹	480,000	2.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	422,400	2.14
日本生命保険相互会社	400,000	2.03
THE BANK OF NEWYORK MELLON 140051	343,900	1.74
THE BANK OF NEWYORK 133652	341,500	1.73

(注) 持株比率は、自己株式 (320,841株) を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 敏 光	WDB株式会社 代表取締役 WDB工学株式会社 取締役 WDBココ株式会社 取締役 WDB臨床研究株式会社 取締役 株式会社カケンジェネックス 取締役 株式会社ネゾット 代表取締役
専 務 取 締 役	大 塚 美 樹	WDB株式会社 専務取締役 WDB工学株式会社 取締役 WDB臨床研究株式会社 取締役 Oy Medfiles Ltd. Chairman 株式会社コーブリッジ 代表取締役 株式会社カケンジェネックス 取締役
取 締 役	中 岡 欣 也	経営企画部 部長
取 締 役	黒 田 清 行	弁護士（弁護士法人三宅法律事務所代表社員） 株式会社不動テトラ 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	木 村 裕 史	弁護士（木村法律事務所所長） フジプレミアム株式会社 社外取締役 播陽証券株式会社 社外監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	鵜飼 茂一	WDB株式会社 監査役 WDB工学株式会社 監査役 WDB臨床研究株式会社 監査役 株式会社カケンジェネックス 監査役 株式会社コーブリッジ 監査役
取締役 (監査等委員)	濱田 聡	公認会計士 (ハマダ税理士法人 代表社員) 株式会社西松屋チェーン 社外取締役 グローリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	有田 知徳	弁護士 (銀座中央法律事務所) 長谷川香料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役黒田清行、同木村裕史、同濱田聡、同有田知徳の各氏は社外取締役です。
2. 黒田清行、濱田聡の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員鵜飼茂一氏は金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知見を有するものであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役黒田清行氏、木村裕史氏および取締役(監査等委員)鵜飼茂一氏、濱田聡氏、有田知徳氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない時に限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	5名	131,815千円
(うち社外取締役)	(2名)	(8,400千円)
取締役(監査等委員)	3名	24,646千円
(うち社外取締役)	(2名)	(13,800千円)
計	8名	156,461千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額23,884千円(取締役(監査等委員を除く)22,538千円、取締役(監査等委員)1,345千円)を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

### 経営幹部・取締役の報酬決定の方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、経営能力、功績、貢献度などに応じて決定しております。

経営幹部の報酬については、会社業績や経済情勢等を勘案したうえで、職責と成果を反映させた体系としています。

監査等委員でない取締役の報酬については、上記方針に基づき代表取締役が原案を策定し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役黒田清行氏は、弁護士法人三宅法律事務所代表社員および株式会社不動テトラ社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と弁護士法人三宅法律事務所および株式会社不動テトラの間には特別の取引関係はありません。

取締役木村裕史氏は、木村法律事務所所長、フジプレミアム株式会社社外取締役および播陽証券株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と木村法律事務所、フジプレミアム株式会社および播陽証券株式会社の間には特別の取引関係はありません。

取締役（監査等委員）濱田聡氏は、ハマダ税理士法人代表社員および株式会社西松屋チェーン社外取締役、グローリー株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社とハマダ税理士法人の間には特別の取引関係はありません。株式会社西松屋チェーンおよびグローリー株式会社の間には、当社の子会社でありますWDB株式会社との間で人材派遣サービス取引があります。

取締役（監査等委員）有田知徳氏は、銀座中央法律事務所所属弁護士および長谷川香料株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と銀座中央法律事務所および長谷川香料株式会社の間には特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	黒田清行	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
	木村裕史	当事業年度開催の取締役会には、14回中12回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	濱田 聡	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、監査等委員会には14回中13回出席いたしました。公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に経理・財務について専門的な立場から助言を行うなど、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	有田知徳	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、監査等委員会には14回中13回出席しております。主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員の報酬等総額

〔(2) 取締役の報酬等の額〕に記載のとおりです。

#### (4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鵜飼茂一氏を常勤の監査等委員として選定しております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,300千円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	51,370千円

(注) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識基準に関するコンサルティング等を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適格性・独立性を害する等の事由により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり定めております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定（コンプライアンスマニュアル）と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル（コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル）の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
- ② 取締役又は監査等委員からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

**(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
- ② 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、持株会社として子会社がその事業特性に応じた効率的な事業運営が行われるよう、経営管理、統括を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。

**(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、詳細については監査等委員会と相談し、その意見を十分考慮する。

(7) **6項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査等委員会から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。

(8) **監査等委員会の6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

(9) **監査等委員会への報告に関する体制**

イ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し当該事象を速やかに報告しなければならない。監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。監査等委員会に対し、内部監査室から内部監査に関する報告を行う。

ロ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し、当該事象を速やかに報告しなければならない。監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。

(10) **9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

9項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。

(11) **監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会による監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。監査等委員が毎月開催される取締役会・子会社会議等に参加し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役会の開催状況ですが、当事業年度では14回開催しております。当社の取締役会は、社外取締役を含む8名で構成されており、各種法令、定款、及び各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案につきましては、当社と利害関係の無い社外取締役からも活発なご意見を頂いており、取締役会の実効性は確保されております。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における主な会議の開催状況ですが、子会社の全取締役が参加する子会社会議については原則毎月開催し、業績や財政状態に影響を及ぼす重要事項の審議、決定、報告を行う他、リスク回避のための施策等について、審議、決定、報告を行い、職務の執行の適正性、実効性を確保しております。
- ③ 監査等委員会の開催状況ですが、当事業年度では14回開催しております。当社の監査等委員会は、社外取締役を含む3名で構成されており、取締役会への参加を通して、取締役の職務の執行を厳正に監督しております。また、監査等委員は、監査等委員会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査室とも原則毎月、意見・情報交換を行っております。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の業務の執行状況ならびに、内部統制監査を実施しております。

---

(本事業報告中の記載数字は、金額については千円未満を切捨て、比率等については四捨五入しております。)

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,043,695</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,065,744</b>
現金及び預金	19,406,689	買掛金	2,249,185
受取手形及び売掛金	5,898,141	未払法人税等	1,315,839
たな卸資産	157,009	未払消費税等	1,082,416
その他	582,092	賞与引当金	727,902
貸倒引当金	△237	その他	1,690,402
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,576,177</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,251,558</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,533,528</b>	役員退職慰労引当金	462,974
建物及び構築物	1,519,705	資産除去債務	239,245
機械装置及び車両運搬具	85,241	退職給付に係る負債	332,194
工具器具備品	120,567	その他	217,142
土地	748,080		
リース資産	59,933	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,317,303</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>240,541</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	195,584	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,821,851</b>
その他	44,957	資本金	1,000,000
		資本剰余金	677,179
		利益剰余金	21,163,271
		自己株式	△1,018,598
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,802,107</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△8,493</b>
敷金及び保証金	719,493	その他有価証券評価差額金	17,418
保険積立金	256,437	為替換算調整勘定	△9,599
繰延税金資産	698,891	退職給付に係る調整累計額	△16,312
その他	127,285		
		<b>非支配株主持分</b>	<b>489,211</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,302,570</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,619,873</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>30,619,873</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		44,126,189
売 上 原 価		32,593,156
売 上 総 利 益		11,533,032
販売費及び一般管理費		6,423,644
営 業 利 益		5,109,387
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	110,357	
そ の 他	28,529	138,886
営 業 外 費 用		
そ の 他	4,352	4,352
経 常 利 益		5,243,922
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,308	
為替換算調整勘定取崩益	7,097	18,405
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,593	
固 定 資 産 除 却 損	10,161	
そ の 他	216	36,972
税金等調整前当期純利益		5,225,355
法人税、住民税及び事業税	1,944,555	
法人税等調整額	△231,948	1,712,607
当 期 純 利 益		3,512,748
非支配株主に帰属する当期純利益		107,425
親会社株主に帰属する当期純利益		3,405,323

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	1,000,000	686,963	18,382,882	△743,591	19,326,255
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△624,934		△624,934
親会社株主に帰属する当期純利益			3,405,323		3,405,323
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		△68			△68
連結子会社の増資による持分の増減		△9,715			△9,715
自己株式の取得				△275,007	△275,007
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△9,784	2,780,388	△275,007	2,495,596
2021年3月31日残高	1,000,000	677,179	21,163,271	△1,018,598	21,821,851

	その他の包括利益累計額				非支配株 主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2020年4月1日残高	13,720	△3,804	△5,229	4,686	356,266	19,687,208
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△624,934
親会社株主に帰属する当期純利益						3,405,323
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減						△68
連結子会社の増資による持分の増減						△9,715
自己株式の取得						△275,007
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,698	△5,795	△11,083	△13,179	132,945	119,765
連結会計年度中の変動額合計	3,698	△5,795	△11,083	△13,179	132,945	2,615,361
2021年3月31日残高	17,418	△9,599	△16,312	△8,493	489,211	22,302,570

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 19社

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

##### (2) 連結子会社の名称

WDB株式会社、WDB機能化学株式会社、WDB事業承継パートナーズ株式会社、WDBココ株式会社、WDB独歩株式会社、WDB工学株式会社、WDB臨床研究株式会社、株式会社カケンジェネックス、WDB Medical Data,Inc.及び同社の子会社2社、WDB India Pvt, Ltd.、WDBケミカルラボラトリー株式会社、ネゾット株式会社、Oy Medfiles Ltd.及び同社の子会社3社、株式会社コーブリッジ

なお、前連結会計年度において連結子会社であったWDBユニバーシティ株式会社は、同じく連結子会社であるWDB株式会社に吸収合併されております。

また、WDB Singapore Pte.Ltd.は当連結会計年度において清算しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

## ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～10年
工具器具備品	2～20年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく、定額法によっております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 2,010,940千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式に関する事項

普通株式 20,060,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	327,347	16.50	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	297,587	15.00	2020年 9月30日	2020年 12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年6月24日開催の第36期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 444,131千円
- ② 1株当たり配当額 22.5円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権については、新規取引時に与信管理を行うと同時に、個別の取引毎で支払条件等の確認を行っております。

##### ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の経営企画部が当社並びに子会社の状況を確認し、日繰りで資金繰りを行っており、それらを基に資金繰り計画を作成・変更しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日において、該当事項はありません。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照下さい）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	19,406,689	19,406,689	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,897,904	5,897,904	—
(3) 投資有価証券	92,091	92,091	—
(4) 敷金及び保証金	719,493	719,489	△4
資産計	26,116,179	26,116,174	△4
(1) 買掛金	2,249,185	2,249,185	—
(2) 未払法人税等	1,315,839	1,315,839	—
(3) 未払消費税等	1,082,416	1,082,416	—
負債計	4,647,440	4,647,440	—

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる売掛金が労働債権であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

#### (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主として事業所の賃借先に差し入れているものがあります。これらの時価は、将来の賃貸期間を見積り、その期間に対応するリスクフリーレートで割引いております。

### 負債

#### (1) 買掛金

当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる買掛金は労働債務となっており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,737

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,105円 08銭
2. 1株当たり当期純利益	171円 79銭



# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,424,435</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>68,355</b>
現金及び預金	5,591,068	そ の 他	68,355
そ の 他	989,774	<b>固 定 負 債</b>	<b>741,465</b>
貸倒引当金	△156,407	繰延税金負債	69,563
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,638,655</b>	役員退職慰労引当金	462,974
<b>有形固定資産</b>	<b>2,013,436</b>	資産除去債務	208,926
建 物	1,287,830	<b>負 債 合 計</b>	<b>809,821</b>
構 築 物	13,969	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両及び運搬具	183	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,235,850</b>
工具器具備品	22,421	資 本 金	1,000,000
土 地	689,031	資 本 剰 余 金	218,024
<b>無形固定資産</b>	<b>16,000</b>	資本準備金	52,525
ソフトウェア	5,600	その他資本剰余金	165,498
ソフトウェア仮勘定	10,400	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>11,036,425</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,609,218</b>	利益準備金	197,474
投資有価証券	93,829	その他利益剰余金	10,838,950
関係会社株式	2,984,379	別途積立金	2,350,000
敷金及び保証金	621,192	繰越利益剰余金	8,488,950
保険積立金	246,617	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,018,598</b>
そ の 他	96,147	<b>評価・換算差額等</b>	<b>17,418</b>
投資損失引当金	△432,947	その他有価証券評価差額金	17,418
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,253,269</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,063,090</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>12,063,090</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		2,301,325
営業費用		612,876
営業利益		1,688,448
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,082	
為替差益	6,180	
その他	2,397	12,660
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	75,037	
投資損失引当金繰入額	432,947	
その他	142	508,127
経常利益		1,192,982
特別損失		
子会社株式評価損	51,371	
固定資産売却損	216	
その他	30	51,619
税引前当期純利益		1,141,362
法人税、住民税及び事業税	21,282	
法人税等調整額	7,092	28,374
当期純利益		1,112,988

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年4月1日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2021年3月31日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日残高	197,474	2,350,000	8,000,897	10,548,371	△743,591	11,022,804
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△624,934	△624,934		△624,934
当期純利益			1,112,988	1,112,988		1,112,988
自己株式の取得					△275,007	△275,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	488,053	488,053	△275,007	213,045
2021年3月31日残高	197,474	2,350,000	8,488,950	11,036,425	△1,018,598	11,235,850

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	13,720	13,720	11,036,525
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△624,934
当期純利益			1,112,988
自己株式の取得			△275,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	3,698	3,698	3,698
事業年度中の変動額合計	3,698	3,698	216,744
2021年3月31日残高	17,418	17,418	11,253,269

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
車両及び運搬具	5～6年
工具器具備品	2～20年

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (2) 投資損失引当金、貸倒引当金

関係会社への投資及び貸付金に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び経営成績等を勘案した必要額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当期の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	2,984,379千円
投資損失引当金	432,947千円

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。

また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が30%以上低下した際には、投資損失引当金を計上しております。

実質価額は、資産等の時価評価に基づく評価差額、および超過収益力等を反映した1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式または投資損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,045,932千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	545,376千円
短期金銭債務	4,673千円
長期金銭債権	62,748千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 2,301,325千円

営業費用 118,938千円

営業取引以外の取引高 2,997千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 320,841株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株主優待費用	1,014千円
未払事業所税	490千円
役員退職慰労引当金	141,577千円
ゴルフ会員権	10,045千円
投資損失引当金	132,395千円
資産除去債務	67,887千円
減価償却費	70千円
関係会社株式	12,723千円
電話加入権	2,527千円
貸倒引当金	47,829千円
子会社株式評価損	239,143千円
フリーレント賃借料	49千円
投資有価証券評価損	2,215千円
その他	5,374千円
繰延税金資産小計	663,346千円
評価性引当額	△663,346千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
未収事業税	3,381千円
資産除去債務	58,508千円
その他有価証券評価差額金	7,673千円
繰延税金負債合計	69,563千円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%
みなし配当金の益金算入	4.29%
住民税均等割額	0.21%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△44.51%
留保金課税	－%
評価性引当額の増加	12.78%
その他	△1.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.49%



## (関連当事者との取引に関する注記)

### 子会社等

下記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
WDB(株)	所有 直接100	兼任3名	経営支援	営業収益 (注1)	743,216	長期 未収入金	69,736
				営業費用 (注2)	104,688	未払費用	4,631

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 営業収益については、経営の管理指導等を行うために一定の合理的な基準に基づき決定しております。
2. 営業費用である出向料については、出向者の人件費相当額を基礎として、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 570円 10銭
2. 1株当たり当期純利益 56円 15銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

WDBホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村 上 育 史 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

WDBホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村 上 育 史 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会及び重要な会議に出席するほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査部門と連携しつつ、子会社の主要拠点において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

WDBホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鵜飼 茂 一 ㊟

監査等委員 濱田 聡 ㊟

監査等委員 有田 知徳 ㊟

(注) 監査等委員濱田聡及び有田知徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 22円50銭 総額444,131,078円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月25日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本總會終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任方針については、所管する部署・事業に関し、戦略的かつ迅速な意思決定を行うとともに、リスク管理を行うことが出来る能力、知識、経験を有していることとの観点から、総合的に検討しております。

また、社外取締役の候補者の指名にあたっては、会社法に定める社外要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、各分野における専門知識、豊富な経験を有していることとの観点から総合的に検討しております。

当社は、取締役について、法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会において当該取締役の役位の解職その他の処分について、審議の上決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかのとしみつ 中野敏光 (1956年7月11日)	1982年8月 アリコジャパン入社 1985年7月 ㈱ワークデータバンク（現 WDBホールディングス㈱）設立 代表取締役社長（現任） 2010年4月 事業承継パートナーズ㈱（現 WDB事業承継パートナーズ㈱）代表取締役 2011年4月 ㈱アイ・シー・オー（現 WDBココ㈱）取締役（現任） 2011年11月 WDB㈱ 代表取締役（現任） 2012年12月 WDB工学㈱ 代表取締役 2013年3月 電助システムズ㈱（現 WDB臨床研究㈱）取締役（現任） 2014年4月 ㈱カケンジェネックス 取締役（現任） 2014年11月 WDB工学㈱ 取締役（現任） 2015年6月 WDB独歩㈱ 取締役（現任） 2016年4月 WDBケミカルラボラトリー㈱ 取締役（現任） 2017年2月 ㈱ネゾット 代表取締役（現任） 2020年6月 WDB事業承継パートナーズ㈱ 代表取締役会長（現任）	600,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おお つか み き 大塚美樹 (1964年1月16日)	<p>1986年4月 奥内ビル(株)入社  1986年9月 当社入社  1995年11月 社会保険労務士 登録  1996年10月 当社取締役  2000年7月 当社専務取締役 (現任)  2010年4月 事業承継パートナーズ(株) (現 WDB 事業承継パートナーズ(株)) 取締役 (現任)  2011年4月 (株)アイ・シー・オー (現 WDB ココ(株)) 代表取締役  2011年11月 WDB(株) 専務取締役 (現任)  2012年12月 WDB工学(株) 取締役 (現任)  2013年3月 電助システムズ(株) (現 WDB 臨床研究(株)) 代表取締役  2014年4月 WDBユニバーシティ(株) 代表取締役  2015年6月 WDB独歩(株) 代表取締役 (現任)  2017年2月 (株)ネゾット 取締役 (現任)  2017年3月 Oy Medfiles Ltd. Chairman (現任)  2017年6月 (株)コーブリッジ 代表取締役 (現任)  2020年6月 WDB臨床研究(株) 取締役 (現任)  2020年6月 WDBケミカルラボラトリー(株) 取締役 (現任)  2020年6月 (株)カケンジェネックス 取締役 (現任)</p>	480,000株
3	なか おか きん や 中岡欣也 (1971年11月25日)	<p>1995年4月 (株)さくら銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行  2007年2月 当社入社  2007年10月 当社営業企画部長  2010年4月 WDB(株) 立川支店長  2012年3月 当社経営企画室長 (現経営企画部 部長) (現任)  2014年6月 当社取締役 (現任)</p>	2,728株
4	くろ だ きよ ゆき 黒田清行 (1970年1月12日)	<p>1996年4月 弁護士登録  2002年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー  2005年11月 当社社外監査役  2009年6月 当社社外取締役 (現任)  2018年6月 (株)不動テトラ 社外取締役 (監査等委員) (現任)  2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 (現任)</p>	864株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	木村裕史 (1963年9月5日)	2003年10月 弁護士登録 2005年7月 木村法律事務所開設 木村法律事務所所長(現任) 2009年6月 当社社外監査役 2012年6月 当社社外取締役(現任) 2014年6月 フジプレミアム(株)社外取締役(現任) 2017年6月 播陽証券(株)社外監査役(現任)	1,048株

- (注) 1. 取締役候補者 中野敏光氏は、当社の経営を支配しているものであります。
2. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 黒田清行氏及び木村裕史氏は、社外取締役候補者であります。
4. ①社外取締役候補者 黒田清行氏には、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行していただくことを期待しております。  
なお、同氏は既に12年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- ②社外取締役候補者 木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただいております。当社のコーポレートガバナンス強化の面において助言等をいただくことを期待しております。  
なお、同氏は既に9年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切なご指導をお願いできるものと判断いたしました。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、黒田清行氏及び木村裕史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、黒田清行氏及び木村裕史氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、子会社取締役を含む被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求、非金銭的請求および刑事訴追に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、黒田清行氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。
8. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨て表示)

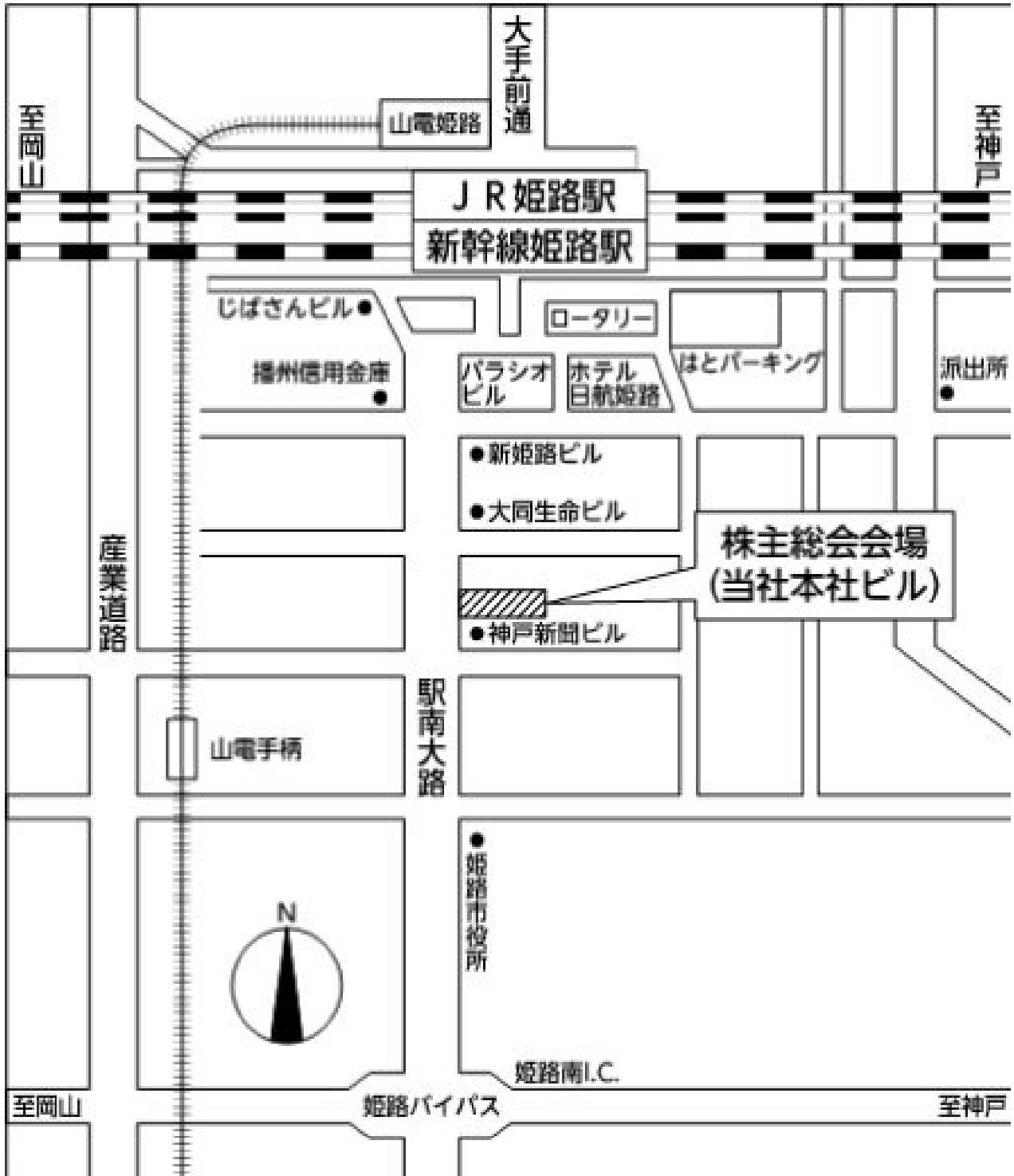
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県姫路市豊沢町79番地  
当社本社ビル5階講堂  
電話 (079) 287-0111 (代)



## ■交通

J R (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。